

**福岡県新型コロナウイルス感染症緊急対策
中小企業経営革新実行支援補助金（感染防止対策）Q & A**

【目次】

- I. 補助対象となる経費について
- II. 申請者の要件について
- III. 申請手続について
- IV. 他の補助金との重複について

I. 補助対象となる経費について**Q 1 補助対象経費について、くわしく知りたい**

A 1 原則として対象になるのは、下表（1）のとおりです。「原則」としているのは、例えば、食品製造業者が普段から製造現場でアルコール液による手指消毒を行っていて、こうした従来の活動を継続する目的でアルコール液を購入する場合は、補助対象経費として認めることはできません。従来よりもアルコール液の使用頻度を増やす、又はアルコール液の設置場所を増やす等、感染防止対策として実施していることが前提となります。

表（1）原則として補助対象となるもの

①消毒費用	除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射器の購入費、 施工費、施工に伴う運搬費、 消毒作業の外注費、 消毒液・アルコール液の購入費
②マスク費用	マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費
③清掃費用	清掃作業の外注費、 手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費
④飛沫対策費用	アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカーの購入費、施工費、施工に伴う運搬費
⑤換気費用	換気扇・空気清浄機の購入費、施工費、施工に伴う運搬費
⑥その他衛生管理費用	ユニフォームのクリーニング外注費、 トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、 体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール探知器の購入費
⑦広報費用	感染防止のための注意喚起を目的としたポスター・チラシの外注・印刷費

表（１）の以外のもので、『業種別ガイドライン』の内容と照らし合わせたうえで補助対象となるものは、下表（２）のとおりです。なお、本補助金の交付要綱には「消毒設備、換気設備は『業種別ガイドライン』に記載されているものに限る」と規定していますが、業種別ガイドラインに具体的な設備が記載されていない場合は、業種別ガイドラインの内容と照らし合わせたうえで、適切かつ必要と認められる場合は補助対象となります。（ご不明なときは、新事業支援課までお問合せください）

表（２）業種別ガイドラインの内容と照らし合わせたうえで補助対象になりうるもの

①消毒費用	除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射器 <u>以外</u> のその他の消毒設備の購入費、施工費、施工に伴う運搬費
②換気費用	換気扇・空気清浄機 <u>以外</u> のその他の換気設備の購入費、施工費、施工に伴う運搬費

Q 2 購入費にはリース料も含まれるのか

A 2 補助事業期間中に使用した分として、リース契約書や請求書、領収書などの証拠書類があれば、リース料も補助対象となります。

※なお、令和2年4月に1年リースで契約した場合、補助対象となるのは令和3年2月までとなりますのでご注意ください。（補助事業期間を超える分の費用は補助対象外となります）

Q 3 エアコンは補助対象になるか

A 3 エアコンは室温調整を目的とした設備であり、換気や消毒を目的とした設備ではありませんので、対象外となります。

Q 4 換気機能付きエアコンは補助対象になるか

A 4 感染防止対策として十分な換気効果が得られること、また、換気扇ではなく、換気機能付きエアコンでなければならない理由を明示いただいたうえで、総合的に判断することになります。

※例えば、建物の構造上、換気口を増設することができないため、エアコンを換気機能付きのものに交換しないと換気対策ができないような場合です。

Q 5 サーキュレーターは補助対象になるか

A 5 業種別ガイドラインの内容を踏まえたうえで総合的に判断することになりますが、例えば部屋を借りて行う音楽教室やダンス教室において、持ち運びできるサーキュレーターを購入して換気対策を行うような場合は、補助対象となりえます。

Q6 抗菌剤の塗布作業は、補助対象になるか

A6 対象外となります。但し、消毒作業や清掃作業の工程において抗菌剤を塗布する場合（一体的な作業であり不可分の場合）は、補助対象として認めます。

Q7 「通常の生産活動のための投資」とはどのようなものを指すのか

A7 普段から衛生対策としてマスクを着用している事業者において、継続してマスクを購入するような場合です。

Q8 「単なる更新」とはどのようなものを指すのか

A8 故障した換気扇や老朽化した換気扇を新しいものに交換するような場合です。感染防止対策として、換気扇を増設する、より出力の高いものに交換するなど、「新しい生活様式」に対応するための取組みが補助対象となります。

II. 申請者の要件について

Q 1 対象者の要件はあるのか

A 1 経営革新計画の承認を受けていることが要件となります。経営革新計画の対象となるのは、県内に主たる事業所を置く中小企業者であることです。経営革新計画に係る中小企業者の要件については、Q 3 及び福岡県のホームページを確認ください。

Q 2 経営革新計画の承認を受けていれば申請できるのか

A 2 令和2年度において承認を受けていることが要件となります。令和元年度以前に承認を受けた方は、計画の変更申請や新規の計画申請により、改めて承認を受けていただく必要があります。

Q 3 個人事業主は対象になるのか

A 3 福岡県内に住民登録している（納税地が福岡県である）個人事業主は、対象となります。法人については以下の表をご確認ください。

(表) 法人の基準

主たる業種	資本金	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

Q 4 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人は対象になるのか

A 4 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人は経営革新計画の申請対象外となるため、本補助金についても対象外となります。（その他の特別法人については新事業支援課までお問合せください）

Q 5 「経営革新実行支援補助金（コロナ緊急対策）」では、計画書にコロナの影響や補助事業の内容を記載することになっているが、「経営革新実行支援補助金（感

染防止対策)」についても、計画書にその内容を記載する必要があるか

A 5 経営革新計画は、経営の向上を図る新たな取組みについて記載いただく計画書となりますが、感染防止対策は必ずしも新たな取組みと結びつくものではないため、計画書に感染防止対策の内容を記載することは必須ではありません。また、記載していても承認上問題となることもありません。

なお、本補助金（感染防止対策）の対象は、経営革新計画に記載している新たな取組みに係る内容に限定しておらず、既存事業において実施する感染防止対策も補助対象となります。

Ⅲ. 申請手続について

Q 1 経営革新計画の承認を受けた後でないと、補助申請できないのか

A 1 経営革新計画の申請と本補助金の申請は同時に行うことができます。但し、本補助金の審査は経営革新計画の承認後に行うこととなります。(同時審査ではありません)

Q 2 経営革新計画の申請から補助金の交付決定まで、どれくらい時間がかかるのか

A 2 申請書に不備が無ければ、計画承認から交付決定まで1か月程度で完了します。数字の誤りや添付資料が未提出の場合など、内容に不備がある場合は経営革新計画の承認ができず、補助金の交付決定も行えません。

申請書の不備が多いと修正に時間がかかるため、申請から交付決定まで2か月以上かかることもあります。申請書をしっかり整えてからご提出ください。

IV. 他の補助金との重複について

Q 1 コロナ緊急対策に申請している（又は交付を受けている）事業者は、感染防止対策についても申請できる（又は交付を受けることができる）のか

A 1 申請可能です。コロナ緊急対策で50万円、感染防止対策で50万円、最大で100万円の補助を受けることができます。但し、それぞれの補助申請において同一の経費を計上している場合は対象外となりますのでご注意ください。

Q 2 コロナ緊急対策に申請している（又は交付を受けている）事業者が、感染防止対策を申請する（又は交付を受ける）場合、経営革新計画は2つ作る必要があるのか

A 2 経営革新計画は1つで構いません。1つの計画書でコロナ緊急対策と感染防止対策のそれぞれに申請を行うことができます。

Q 3 交付要綱の「国、福岡県及びその他の地方自治体の感染防止対策に係る補助金」とは、具体的にどのようなものがあるのか

A 3 『小規模事業者持続化補助金（事業再開枠）』、『ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（事業再開枠）』、『福岡県宿泊事業者緊急支援補助金』、『福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金』、『北九州市新しい生活様式の店舗助成事業』等が該当します。

Q 4 本補助金（感染防止対策）の交付を受けている事業者は、令和2年9月から公募が開始された「福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金」について、申請できないのか

A 4 上記助成金の対象は、「本補助金の支援を受けない者」となります。本補助金に申請している事業者が、上記助成金に申請した時点では対象外ではありませんが、交付決定を受けた時点で対象外となります。また、既に上記助成金を受けている場合は返還対象になりますのでご注意ください。

Q 5 交付要綱の「国、福岡県及びその他の地方自治体の感染防止対策に係る補助金（上乗せを除く）の申請を行っていないもの」における『上乗せ』とは、具体的にどのようなものか

A 5 感染防止対策における企業負担1/4に対して、市町村等が補助する場合を想定しています。（例：宗像市飲食店等中小企業経営革新補助金 ※詳しくは宗像市役所にお問合せください）

Q 6 補助対象経費の規定「国、福岡県及びその他の地方自治体の感染防止対策に係る補助金（上乗せを除く）の申請を行っていないもの」について、『申請を行っていない』というのは、具体的にどういうものを指すのか

A 6 例えば、消毒費用（アルコール液）を『小規模事業者持続化補助金』で申請、飛沫対策費用（アクリル板）を本補助金で申請する、というように明確に異なる経費を別々の補助金に申請している場合は、どちらも対象となりますが、同一の経費を重複して申請している場合は対象外となります。

なお、様式第2号の「他補助金重複申請」欄にチェックが入っていない場合は、重複申請していると見なされますので、記入漏れの無いようご注意ください。

Q 7 6～9月に購入したマスク費用を国の補助金に申請し、10～1月に購入したマスク費用を県に申請する場合は、期間が異なるので認められるか

A 7 期間を問わず、同一の経費についての申請は対象外となります。